

市町村コード
401005
福岡県
北九州市

法人市民税
領収証書

口座番号	加入者
/	

住所(所在地)、氏名(名称)
様
様分

業務	区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正
17			0					0

月別、事業年度、算定期間又は保有年度						申告区分	
年	月	日	~	年	月	日	

法人税割額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額											
延滞金											
合計額											

納期限	年	月	日	領収日付印
日計	円			

上記のとおり領収しました。
(納税者保管)

○ この領収証書は大切に
保管してください。

↑ 切り取って、3枚とも一緒にご提出ください。

市町村コード
401005
福岡県
北九州市

法人市民税
納付(納入)書(原符)

口座番号	加入者
/	

住所(所在地)、氏名(名称)
様
様分

業務	区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正
17			0					0

月別、事業年度、算定期間又は保有年度						申告区分	
年	月	日	~	年	月	日	

法人税割額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額											
延滞金											
合計額											

納期限	年	月	日	領収日付印
日計	円			

上記のとおり納付(納入)しま
す。(金融機関等保管)

【注意】 この納付書は、ゆうちょ銀行では使用できません。ゆうちょ銀行以外の金融機関で使用される際は、斜線を引いている「口座番号」「加入者」の記載は不要です。印刷はA4サイズの普通紙(両面白紙のもの)をご利用ください。

市町村コード
401005
福岡県
北九州市

法人市民税
領収済通知書

口座番号	加入者
/	

住所(所在地)、氏名(名称)
様
様分

業務	区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正
17			0					0

月別、事業年度、算定期間又は保有年度						申告区分	
52年	54月	56日	~	58年	60月	62日	

法人税割額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	76										
延滞金	88										
合計額	100										

納期限	年	月	日	領収日付印
取りまとめ金融機関	みずほ銀行北九州支店 福岡銀行北九州営業部 西日本シティ銀行北九州営業部 北九州銀行本店営業部			

上記のとおり通知します。

(北九州市保管)

○記入事項

申告書の提出と同時に申告した税額を納めるときは、次の事項を記入して納めてください。

1. 住所(所在地)、氏名(名称)
2. **太控内の区(コード)**
門司区 … 1 若松区 … 4 戸畑区 … 7
小倉北区 … 2 八幡東区 … 5
小倉南区 … 3 八幡西区 … 6
3. 控内の年度、**太控内の収入(管理)番号**
4. **太控内の年月日等、申告区分**
年月日等 … 事業年度
申告区分 … 予定、中間、確定、修正等
5. 控内の申告区分、修正回数(コード)
(申告区分) (修正回数)
予定 … 01 確定 … 07 なし … 00 2回目 … 02
中間 … 04 修正確定 … 08 1回目 … 01
6. 税額、延滞金額、合計額

○納付(納入)場所

1. 北九州市内に本・支店のあるすべての銀行(ゆうちょ銀行を除く)、信託銀行、信用金庫、九州労働金庫、信用組合、北九州農業協同組合
2. 北九州市外の下記金融機関

区 分	店 舗
銀 行	みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・福岡・西日本シティ・北九州・筑邦 福岡中央・佐賀・十八・親和・肥後・大分・豊和・南日本・西京・広島・もみじ・伊予
信託銀行	三菱UFJ・みずほ・三井住友
信用金庫	福岡ひびき・遠賀
そ の 他	九州労働金庫・横浜幸銀信用組合・北九州農業協同組合

3. 市・区役所内の銀行派出所及び区役所の出張所(閉庁日は利用できません)
4. **ゆうちょ銀行(郵便局)では納めることができません。**

○延滞金について

納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金が加算されることとなります。
(計算方法は次のとおりです。)

1. 平成25年12月31日までの期間
(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限 年7.3パーセント)。ただし、平成12年1月1日前の期間については、年7.3パーセント
(2) その後の期間…年14.6パーセント
2. 平成26年1月1日以後の期間
(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間…北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この文において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限 年7.3パーセント)
(2) その後の期間…特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限 年14.6パーセント)
なお、この計算の基礎となる税額が2,000円未満の場合と、計算された延滞金額が1,000円未満の場合は、その全額を切り捨てます。
(上記以外で計算の基礎となる税額の1,000円未満と計算された延滞金額の100円未満は切り捨てます。)